

この解説には、以下のものが含まれています。

- ◎船舶設備規程(昭和9年2月1日通信省令第6号)
- ◎船舶設備規程第2条第2項の区域を定める告示(平成7年7月29日 運輸省告示第445号)
- ◎船舶からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成10年7月1日 運輸省告示第337号)
- ◎船舶設備規程第115条の28の安全航行設備の基準を定める告示(平成16年12月23日 国土交通省告示第1548号)
- ◎船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第510号)
- ◎船舶の操舵の設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第511号)
- ◎航海用具の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第512号)
- ◎船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第2条第9項の機能等を定める告示(平成18年3月31日 国土交通省告示第460号)
- ◎船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(平成4年1月28日運輸省告示第52号)
- ◎ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示(平成14年6月25日国土交通省告示第513号)
- ◎船舶設備規程第288条第1項の動力ビルジポンプを定める告示(平成20年12月12日国土交通省告示第1459号)
- ◎船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示(平成26年6月2日国土交通省告示第654号)

条	船舶設備規程	告示	解説		
第311条の22	第8編 無線電信等 (無線電信等の施設) 船舶には、その航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる無線電信等(法第4条第1項の「無線電信等」をいう。以下同じ。)を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。 1 A4水域を航行する船舶	船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(平成4年1月28日運輸省告示第52号) 船舶設備規程第311条の22第1項第3号の告示で定める無線電信等は、次に掲げる無線電信又は無線電話とする。 1 次に掲げる周波数帯で運用する船舶局の直接印刷電信又は無線電話 (1) 中短波帯 (2) 短波帯 2 次に掲げる周波数帯で運用する船舶局の無線電話 (1) 27 MHz 帯 (2) 40 MHz 帯 (3) 150 MHz 帯 (4) 400 MHz 帯 3 次に掲げる周波数帯で運用する携帯局の無線電話 (1) 250 MHz 帯 (2) 400 MHz 帯 (3) 800 MHz 帯 4 次に掲げる周波数帯で運用する携帯移動地球局の無線電話 (1) 1,600 MHz 帯 (2) 2,600 MHz 帯 5 次に掲げる周波数帯で運用する陸上移動局の無線電話 (1) 800 MHz 帯 (2) 1,500 MHz 帯 (3) 2,000 MHz 帯 附則 この告示は、平成4年2月1日から施行する。 附則(平成8年5月31日運輸省告示第346号) この告示は、平成8年6月1日から施行する。 附則(平成11年1月7日運輸省告示第2号) この告示は、公布の日から施行する。 附則(平成19年5月30日) この告示は、公布の日から施行する。	第8編 無線電信等 (無線電信等の施設) 311-22.0(a) 「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次の各号の一に掲げる場合をいう。 (1) A3水域、A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶(A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行するもの及び国際航海旅客船等(施行規則第60条の5第1項第1号の国際航海旅客船等をいう。以下同じ)を除く。)であって次に掲げるものが、専ら離島の周辺(沿海区域又は平水区域内の水域に限る。)を航行する場合又は専ら外国の沿岸を航行する場合(カリブ海において従業するえびトロール漁船に限る。) (i) 一般通信用無線電信等(設備規程第311条の22第1項第3号の一般通信用無線電信等をいう。以下同じ。)又はMF無線電話(常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。)を備える総トン数100トン未満の船舶及び二時間限定沿海船等(設備規程第146条の10の2の二時間限定沿海船等をいう。以下同じ。) (ii) 一般通信用無線電信等又はMF無線電話(常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。)及びVHF無線電話を備える総トン数100トン以上の船舶(二時間限定沿海船等を除く。) (2) 146-10-4.0(b)(3)の規定((iv)に係る部分を除く。)に適合する船舶であって、各号に掲げるVHF無線電話に代えて通信申告せに從って漁業通信に使用される27MHz帯を使用する無線電話を設置している場合。この場合において、備え付けることを要しない無線電信等は、各号に掲げるVHF無線電話とする。 (3) A2水域又はA1水域(湖川を含む。)を航行する100トン以上の船舶(A1水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶を除く。)であって次に掲げるものが、一般通信用無線電信等及びVHF無線電話を備える場合 (i) 養殖場における投錨及びロープ張り、投餌並びに網揚げ作業等のみに従事するもの (ii) 養殖場からの漁獲物の運搬のみに従事するもの (iii) 上記(i)及び(ii)のみに従事するもの (4) A3水域、A2水域又はA1水域(湖川を含む。)を航行する船舶(A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶及び国際航海に従事する船舶を除く。)であって次の要件に適合するものであること。 (i) 旅客船及び施行規則第1条第2項各号に掲げる漁船以外の		
	区 分		無線電信等		
	国際航海旅客船等		イ HF直接印刷電信 ロ HF無線電話 ハ MF直接印刷電信 ニ MF無線電話 ホ VHF無線電話		
	国際航海旅客船等以外の船舶		イ HF直接印刷電信又はHF無線電話 ロ MF無線電話 ハ VHF無線電話		
	備考		国際航海旅客船等以外の船舶であって総トン数100トン未満のものには、MF無線電話及びVHF無線電話を備えることを要しない。 2 A3水域、A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶(A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行するものを除く。)		
区 分	無線電信等				
国際航海旅客船等	イ (1)又は(2)のいずれかの無線電信等 (1) HF直接印刷電信、HF無線電話及びMF直接印刷電信 (2) インマルサット直接印刷電信 ロ MF無線電話 ハ VHF無線電話				
国際航海旅客船等以外の船舶	イ (1)から(4)までのいずれかの無線電信等 (1) HF直接印刷電信 (2) HF無線電話 (3) インマルサット直接印刷電信 (4) インマルサット無線電話 ロ MF無線電話 ハ VHF無線電話				
備考	1 国際航海旅客船等以外の船舶であって次に掲げるものには、MF無				

線電話を備えることを要しない。
 イ 総トン数100トン未満の船舶
 ロ 沿海区域を航行区域とする船舶（航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されていない旅客船（管海官庁が差し支えないと認めるものを除く。）を除く。）
 ハ 平水区域を航行区域とする船舶
 2 国際航海旅客船等以外の船舶であって次に掲げるものには、VHF無線電話を備えることを要しない。
 イ 総トン数100トン未満の船舶
 ロ 2時間限定沿海船等

3 A2水域又はA1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（A1水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区 分	無線電信等
すべての船舶	イ MF無線電話 ロ VHF無線電話

備考
 1 MF無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、HF直接印刷電信、HF無線電話、インマルサット直接印刷電信、インマルサット無線電話、MF直接印刷電信（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。）又は告示で定める無線電信等であって常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるもの（以下「一般通信用無線電信等」という。）（国際航海旅客船等にあつては、HF直接印刷電信、HF無線電話、インマルサット直接印刷電信、インマルサット無線電話又はMF直接印刷電信に限る。）を備えなければならない。
 2 一般通信用無線電信等を備える国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものには、MF無線電話を備えることを要しない。
 イ 総トン数100トン未満の船舶
 ロ 近海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶であつて管海官庁が差し支えないと認めるもの
 ハ 沿海区域を航行区域とする船舶（航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されていない旅客船（管海官庁が差し支えないと認めるものを除く。）を除く。）
 ニ 平水区域を航行区域とする船舶
 3 国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものには、VHF無線電話を備えることを要しない。
 イ 総トン数100トン未満の船舶
 ロ 2時間限定沿海船等

4 A1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶

区 分	無線電信等
すべての船舶	VHF無線電話

備考
 1 VHF無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、一般通信用無線電信等を備えなければならない。
 2 一般通信用無線電信等を備える国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものには、VHF無線電話を備えることを要しない。
 イ 総トン数100トン未満の船舶
 ロ 2時間限定沿海船等

5 船舶安全法施行規則第4条の2第3号の告示で定める水域を航行する船舶

区 分	無線電信等
すべての船舶	当該告示で定める水域（当該船舶の航行する水域に限る。）において、常に直接陸上との間で連

船舶であつてMF無線電話及びVHF無線電話を設置していること。

- (ii) MF無線電話により常に陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことのできる水域のみを航行するものであること。
 この場合において、当該水域は、当該船舶に交付される電波法による無線局の予備免許又は変更許可を受けたことを証明する書類中に記載されたものとする。
- (b) 第1項第2号備考一ロ及び同項第3号備考二ハの「管海官庁が差し支えないと認めるもの」とは、航行区域が平水区域から最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されていない旅客船のうち、設備規程146-35.0(a)の長距離カーフェリー以外のものとする。
- (c) 第1項第3号備考一の、MF直接印刷電信は、2009年7月1日に海上保安庁がMF直接印刷電信の海岸局を廃止したことに伴い、「常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるもの」に該当しないものとして、取り扱う。
- (d) 第1項第3号備考二ロの「管海官庁が差し支えないと認めるもの」とは、当該船舶が備える一般通信用無線電信等により常に陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができる水域内及び沿海区域を航行する船舶とする。
 この場合において、当該水域は、当該船舶に交付される電波法による無線局の予備免許又は変更許可を受けたことを証明する書類中に記載された水域又は海事局検査測度課長が別に定めるところによる。
- (e) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。
 - (1) 100t未満の漁船
 - SSB無線電話
 - 27MHz無線電話
 - 40MHz無線電話
 - マリンホン(マリンホンのサービスエリア内を航行するものに限る。)
 - サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
 - サテライトホン DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
 - ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
 - ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
 - ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
 - 衛星船舶・車載端末 01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
 - インマルサットミニM、Fleet F33、Fleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB
 - イリジウム
 - Isat Phone Pro
 - Oceana 800
 - (2) 近海区域を航行区域とする船舶(100t以上の旅客船及び限定近海貨物船を除く。)

	<p>絡を行うことができる無線電信等であって管海官庁が適当と認めるもの</p>		<p>限る。) ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) 衛星船舶・車載端末 01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB イリジウム Isat Phone Pro Oceana 800 (3) 限定近海貨物船 SSB 無線電話 サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) サテライトホン DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) 衛星船舶・車載端末 01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB イリジウム Isat Phone Pro Oceana 800 (4) 沿海区域を航行区域とする船舶(限定沿海区域を航行区域とする船舶及び小安則第2条第3項に規定する沿岸小型船舶を除く。) SSB 無線電話 VHF 無線電話 27MHz 無線電話 40MHz 無線電話 サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) サテライトホン DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) 衛星船舶・車載端末 01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) インマルサットミニ M Fleet F33、Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB イリジウム Isat Phone Pro</p>
<p>2 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される船舶とが結合して一体となってA 3 水域、A 2 水域又はA 1 水域のみ(湖川を含む。)を航行する場合には、当該推進機関を有する船舶には、前項に規定するMF 無線電話及びVHF 無線電話(A 1 水域のみ(湖川を含む。))を航行するものにあつてはVHF 無線電話に限る。)を備えなければならない。ただし、これらの船舶が結合して一体となったときの長さが30メートル未満の場合には、この限りでない。</p> <p>3 小型船舶検査機構が小型船舶検査事務を行う場合にあつては、第1項中「管海官庁」とあるのは、「小型船舶検査機構」と読み替えて、この規定を適用する。</p>			

			<p>Oceana 800 ただし、100t以上の旅客船にあっては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末 01、インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB、イリジウム、Isat Phone Pro 又は Oceana 800 に限る。</p> <p>(5) 限定沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶 SSB無線電話 VHF無線電話 27MHz無線電話 40MHz無線電話 5W出力型VHF無線電話(マリンVHFを含む。以下同じ。)(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港がVHFのサービスエリア内にあるものに限る。) 400MHz無線電話(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が当該400MHz無線電話のサービスエリア内にあるものに限る。) マリンホン(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が当該マリンホンのサービスエリア内にあるものに限る。) サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) サテライトホン DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) 衛星船舶・車載端末 01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB 800MHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。) 1.5GHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通信可能な場合に限る。) 2.0GHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。) イリジウム Isat Phone Pro Oceana 800 ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末 01、インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33 若しくはインマルサット Fleet F55 インマルサット Fleet F77、インマルサット FB、イリジウム、Isat Phone Pro 又は Oceana 800 に限る。</p> <p>(6) 沿岸小型船舶 SSB無線電話 VHF無線電話 27MHz無線電話 40MHz無線電話 サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限</p>
--	--	--	---

			<p>る。) サテライトホン DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行 するものに限る。) ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) 衛星船舶・車載端末 01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB イリジウム Isat Phone Pro Oceana 800 ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB 無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末 01、インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33 若しくはインマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB、イリジウム、Isat Phone Pro 又は Oceana 800 に限る。</p> <p>(7) (1)から(6)までの区分によらない場合は、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。 (注 1) 上記(1)から(6)までに掲げる無線設備は、船舶設備規程第 311 条の 22 第 1 項第 3 号の無線電信等を定める告示(以下、本項においては「告示」という。)に掲げる無線電信等であって、以下のとおり分類したもの。 SSB 無線電話：告示第 1 号(1)及び(2)に掲げるもの 27MHz 無線電話：告示第 2 号(1)に掲げるもの 40MHz 無線電話：告示第 2 号(2)に掲げるもの VHF 無線電話：告示第 2 号(3)に掲げるものであって第 311 条の 22 第 1 項でいう VHF 無線電話 5W 出力型 VHF 無線電話：告示第 2 号(3)に掲げる 150MHz 帯無線電話 400MHz 無線電話：告示第 2 号(4)に掲げる 400MHz 帯無線電話 マリンホン：告示第 3 号(2)に掲げる 400MHz 帯無線電話 インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB、イリジウム、Isat Phone Pro、Oceana 800：告示第 4 号(1)に掲げる 1600MHz 帯無線電話 サテライト・マリンホン：告示第 4 号(2)に掲げる 2600MHz 帯無線電話(N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) サテライトホン DoPaN21：告示第 4 号(2)に掲げる 2600MHz 帯無線電話(N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) ワイドスター・マリンホン：告示第 4 号(2)に掲げる 2600MHz 帯無線電話(N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) ワイドスターDoPaN21：告示第 4 号(2)に掲げる 2600MHz 帯無線電話(N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) ワイドスター・デュオ：告示第 4 号(2)に掲げる 2600MHz 帯無線</p>
--	--	--	--

			<p>電話(N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>衛星船舶・車載端末 01：告示第 4 号(2)に掲げる 2600MHz 帯無線電話(N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>800MHz 携帯電話・自動車電話：告示第 5 号(1)に掲げる 800MHz 帯無線電話</p> <p>1.5GHz 携帯電話・自動車電話：告示第 5 号 (2)に掲げる 1500MHz 帯無線電話</p> <p>2.0 GHz 携帯電話・自動車電話：告示第 5 号(3)に掲げる 2000MHz 帯無線電話</p> <p>(注 2) 以下にマリンVHF及びマリンホンに関する問い合わせ先を掲載する。(別途送付)</p> <p>(注 3) 携帯電話・自動車電話については、当該携帯電話・自動車電話のサービスエリア案内図(各事業者が発行しているもの)を参考とすること。</p> <p>(f) 第 1 項第 5 号の「管海官庁が適当と認める」に当たっては、電気通信事業法第 9 条第 1 項の規定による許可を受けた第一種電気通信事業者が電気通信事業の用に供する無線電話(自動車電話、携帯電話等)を適当なものと取り扱って差し支えない。</p>
--	--	--	---